

# 離婚届

令和 8 年 4 月 1 日 届出

長 殿

補記事項 あり なし

受理	令和 年 月 日				
第 号	令和 年 月 日				
第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票 通知

(フリガナ)	夫	妻
氏 名	アダチ ミホンタロウ 足立 見本太郎	アダチ ミホンハナコ 足立 見本花子
生 年 月 日	昭和 平成 西暦 2 年 5 月 5 日	昭和 平成 西暦 3 年 3 月 3 日
住 所	東京都足立区中央本町 一丁目 1 7 番 1 号	東京都足立区千住 五丁目 5 番 5 5 号
本 籍	東京都足立区中央本町一丁目 1 7 番地 番	
筆頭者の氏名	足立 見本太郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 足立 見本昭治 続き柄 母 見本純子 長 男 養父 足立 見本道雄 続き柄 養母 見本夏子 養 子	父 甲野 見本和夫 続き柄 母 見本雅子 二 女 養父 続き柄 養母 養 女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日 確定 <input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日 確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
未成年の子の氏名	(フリガナ) コウノ ミホンハナコ 筆頭者の氏名 甲野 見本花子 東京都足立区千住五丁目 番地 番 足立 見本次郎、足立見本春子 父(夫)が親権を行う子 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれがどのようにしるしをつけてください。	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。  
1 台湾

屋間連絡のとれる電話番号をご記入ください。

【連絡先】夫 080 ( XXXX ) XXXX  
妻 090 ( XXXX ) XXXX

※1 未成年の子の氏名欄について  
夫婦の間に未成年の子(18歳未満)がいる場合には、離婚後の親権を定める必要があります。未成年の子全員について親権を行う方の欄に氏名を記入してください。  
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子の欄は、家庭裁判所に申立てをしている子の氏名を記入してください。この場合、家事審判の確定又は家事調停の成立後に親権者指定届の提出が必要になります。  
なお、離婚によって、お子さんの戸籍が変動することはありません。(裏面「離婚届出に関する Q&A」の Q4 参照)

離婚届出時点で、住民登録をしている住所を記入してください。

裁判所が関与しない離婚は、「協議離婚」になります。

下部「※1」参照

内容を確認しチェックをしてください。共同親権に関する詳細は下のQRコードを参照してください。



法務省ホームページ

(6) 同居の期間	昭和 平成 令和 29 年 5 月 から 昭和 平成 令和 7 年 12 月 まで
(7) 別居する前の住所	東京都足立区千住五丁目 5 番地 5 5 号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4.31にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらない他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
(9) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
(10) その他	協議離婚の届出人は夫と妻の2人です。必ず本人が署名してください(押印は任意です)。
届出人署名 (※押印は任意)	夫 足立 見本太郎 印 妻 足立 見本花子 印

証 人	
協議離婚のときだけ必要です。2名の成年の方が氏名を自署してください。	
署 名 (※押印は任意)	足立 見本昭治 印 甲野 見本和夫
生 年 月 日	昭和 平成 西暦 40 年 1 月 1 日 昭和 平成 西暦 42 年 2 月 2 日
住 所	東京都足立区中央本町 一丁目 1 7 番 1 号 東京都足立区千住 五丁目 5 番 5 5 号
本 籍	東京都足立区中央本町 一丁目 1 7 番地 番 東京都葛飾区立石 五丁目 1 5 番地 番

婚姻の際に氏が変わった方が婚姻前の氏を称する場合、婚姻前の戸籍に戻るか新戸籍を作るか選択し、選択した本籍を記入してください。  
離婚後も婚姻中の氏を引き続き称する場合には、この欄を空欄にし、離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届」の届出が必要です。

未成年の子がいる場合は、次の口にあてはまるものにしるしをつけてください。  
離婚後の子育ての分担について  
取決めをしている。 まだ、決めていない。  
子育ての分担:子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全てを行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。  
親子交流について  
取決めをしている。 まだ、決めていない。  
親子交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをすることの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。  
経済的に自立していない子(未成年の子に限られませんが)がいる場合は、次の口にあてはまるものにしるしをつけてください。  
養育費の分担について  
取決めをしている。 まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。  
養育費: 経済的に自立していない子(例えばアルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

裁判所が関与しない協議離婚の場合には、成年者2名(親族等でも可)の署名が必要です(押印は任意です)。

協議離婚の場合、3項目についてはそれぞれ当てはまる方にチェックをしてください。不明な点がある場合は、下部のQRコードから確認してください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならぬこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚

法務省作成のパンフレット

法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

なお、就業時間外(祝日、主権、日曜、日曜(休日前日を除く)等)は、住民票届(住所や世帯主の変更)の受付ができませんので、後日の届出をお願いします。

# 離婚届の書き方

## 1. 持参するもの

- ① 離婚届書：1通  
 ※未成年の子がいる場合の追加の書類が必要になる場合があります。  
 詳しくは下記「5」をご確認ください。  
 ※戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の添付は不要となりました。
- ② その他必要書類（該当する場合のみ）
- ・調停離婚：調停調書の謄本
  - ・審判離婚：審判書の謄本と確定証明書
  - ・和解離婚：和解調書の謄本
  - ・認諾離婚：認諾調書の謄本
  - ・判決離婚：判決書の謄本と確定証明書
- } すべて、裁判所で発行される書類です

外国籍の方と離婚する場合は、届書の記入方法・添付書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

## 2. 届出地

夫妻の本籍地、所在地の市区町村役場の戸籍届出窓口。  
 足立区に提出する場合、足立区役所南館1階戸籍届出係が提出窓口です。  
 ※区民事務所では届出の受付を行っていません。  
 ※夜間・休日は、足立区役所地下1階「時間外窓口」でお預かりします。なお、時間外窓口では内容の確認ができないため、できるだけ事前に戸籍届出係で審査をうけてください。

## 3. 届出人と届出期間

種類	届出期間	届出人	
協議離婚	届出により効力を生じるので届出期間はありません	夫と妻【署名は必ず自書してください。押印は任意です】	
調停離婚	調停成立の日から10日以内	調停申立人	※申立人が10日以内に届出をしない時は、その相手方も届出をすることができます。
審判離婚	審判確定の日から10日以内	審判申立人	
和解離婚	和解成立の日から10日以内	原告	
認諾離婚	認諾の日から10日以内	原告	
判決離婚	判決確定の日から10日以内	原告	

## 4. 届出人の本人確認

不正な届出を防止するため、本人確認を実施しています。下記のいずれかを持参してください。

- ・写真付きの場合は、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等1点
- ・写真なしの場合は、国民年金証書等2点以上

## 5. 旧様式の離婚届を提出する際の追加書類について

令和8年4月1日から改正民法が施行されたことに伴い、離婚届の様式が変更となりました。旧様式の離婚届（父母双方が親権を行う子欄等が無いもの）にて離婚届を提出する方で、離婚届提出日時点で未成年の子がいる場合は原則「別紙」の添付が必要です。なお、離婚届が旧様式で別紙が無い場合は、不受理となる場合がありますので、ご注意ください。（※新様式の場合は「別紙」は必要ありません。）

【別紙配付窓口】

・足立区役所本庁舎南館1階又は各区民事務所  
 ※インターネットの場合は右のQRコードから入手できます。



# 離婚届出に関するQ&A

Q1	離婚届提出の際に、夫婦ともに窓口に行かなければいけませんか？	どちらか一方がお持ちいただいても構いません。ただし、書類に不備・記入漏れがあると届書を受理できない場合もありますのでご注意ください。
Q2	離婚したあとの苗字（氏）はどうなりますか？	戸籍の筆頭者（婚姻の際に氏が変わらなかった方） →称している氏に変動はありません。なお、配偶者の方の父母の養子になっている方は、離婚後も養父母の氏を称します。 戸籍の筆頭者でない方（婚姻の際に氏が変わった方） →婚姻前の氏を称することになります。なお、養子縁組により養子になっている方は、養父母の氏を称することとなります。
Q3	離婚後も苗字（氏）を変えたくない場合、どうしたらいいですか？	離婚後も引き続き現在の氏を称したい場合には、離婚届と同時に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出します。 ※同時に提出できなかった場合でも、離婚後3ヵ月以内に提出すれば、婚姻中の氏を称することができます。 ※この届出を提出した場合、あとで婚姻前の氏に変更するためには、家庭裁判所の許可が必要となります。
Q4	子どもの苗字（氏）と戸籍はどうなりますか？	父母が離婚しても、子どもの称する氏と戸籍には変動がありません。（親権者を指定していても同様です）。 離婚により別戸籍になった父、または母の戸籍に、子を同籍させたい場合には、家庭裁判所で「子の氏変更許可」を得て、子の入籍届を後日提出する必要があります。
Q5	配偶者の連れ子と養子縁組をしているのですが、離婚後の養親子関係はどうなるのですか？	配偶者の連れ子との養親子関係は、離婚後も継続します。（未成年の養子の親権は離婚届で指定する必要があります）。 養親子関係を解消したい場合には、別途離縁届の提出が必要となりますので、事前にご相談ください。
Q6	自分の意思に関係なく離婚届が提出されるのを防ぐ方法はありますか？	離婚届が提出される前に、戸籍届出窓口に来庁し「離婚届不受理申出」をすることができます。この不受理申出がされると、不受理申出をした人が出頭し、かつその人の本人確認ができる資料の提示をしない限り、離婚届は受理されません。 なお、離婚届不受理申出をする際には、本人確認できる資料が必要となります。
Q7	令和8年4月1日の民法の改正に伴って変わった点はなんですか？	父母の離婚後等の子の養育に関する見直されました。詳しくは法務省ホームページをご確認ください。



【法務省ホームページ】

民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について

《問合せ先》

足立区 戸籍住民課戸籍届出係

☎ 03-3880-5065 FAX 03-5681-7662

（平日 8:30～17:00、第4日曜日 9:00～16:00）